

○予算委員会
・予算（一二件）

番号	件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
1	平成元年度一般会計補正予算（第2号）	二、二八	二、二八 （予）	二、二六 否 決	二、二六 否 決	二、三、一 委員会付託	二、三、二 可 決	二、三、二 可 決	衆へ返付 衆両院協議会請求 三、二六 衆両院協議会成案を得ず
2	平成元年度特別会計補正予算（特第2号）	二、二八	二、二八 （予）	三、二六 否 決	三、二六 否 決	三、一 委員会付託	三、二二 可 決	三、二二 可 決	憲法第六〇条第二項の規定により衆議院協議会成案を得ず 三、二六
3	平成元年度政府関係機関補正予算（機第2号）	二、二八	二、二八 （予）	三、二六 否 決	三、二六 否 決	三、一 委員会付託	三、二二 可 決	三、二二 可 決	衆へ返付 衆両院協議会請求 六、七
4	平成二年度一般会計予算	二、二八	二、二八 （予）	六、七 否 決	六、七 否 決	三、一 委員会付託	五、九 可 決	五、一〇 可 決	衆へ返付 衆両院協議会請求 六、七
5	平成二年度特別会計予算	二、二八	二、二八 （予）	六、七 否 決	六、七 否 決	三、一 委員会付託	五、九 可 決	五、一〇 可 決	衆へ返付 衆両院協議会請求 六、七
6	平成二年度政府関係機関予算	二、二八	二、二八 （予）	六、七 否 決	六、七 否 決	三、一 委員会付託	五、九 可 決	五、一〇 可 決	衆へ返付 衆両院協議会請求 六、七
7	平成二年度一般会計暫定予算	三、二八	三、二八 （予）	四、四 否 決	四、四 否 決	三、二八 委員会付託	四、三 可 決	四、三 可 決	衆へ返付 衆両院協議会請求 四、四
8	平成二年度特別会計暫定予算	三、二八	三、二八 （予）	四、四 否 決	四、四 否 決	三、二八 委員会付託	四、三 可 決	四、三 可 決	衆へ返付 衆両院協議会請求 四、四
9	平成二年度政府関係機関暫定予算	三、二八	三、二八 （予）	四、四 否 決	四、四 否 決	三、二八 委員会付託	四、三 可 決	四、三 可 決	衆へ返付 衆両院協議会請求 四、四

12	11	10	号 番	
平成二年度政府関係機関暫定補正予算 (機第1号)	平成二年度特別会計暫定補正予算 (特第1号)	平成二年度一般会計暫定補正予算 (第1号)	件 名	
五、一六	五、一六	五、一六	月 提 日 出	
五、一六 (千)	五、一六 (千)	五、一六 (千)	委員会付託	参 議 院
否 五、一八 決	否 五、一八 決	否 五、一八 決	委員会議決	
否 五、一八 決	否 五、一八 決	否 五、一八 決	本会議議決	衆 議 院
五、一六	五、一六	五、一六	委員会付託	
可 五、一七 決	可 五、一七 決	可 五、一七 決	委員会議決	衆 議 院
可 五、一七 決	可 五、一七 決	可 五、一七 決	本会議議決	
憲法第六〇条第二項の規定により衆議院が国会の議決となる		衆議院協議会請求 衆議院協議会成案を得ず		備 考

予算

平成元年度一般会計補正予算（第2号）（閣予第一号）
平成元年度特別会計補正予算（特第2号）（閣予第二号）
平成元年度政府関係機関補正予算（機第2号）（閣予第三号）
委員長報告

ただいま議題となりました平成元年度補正予算三案の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

一般会計予算の補正は、歳出について、災害復旧等事業費、給与改善費、厚生年金等給付改定実施期日の繰り上げ等、予算作成後に生じた事由に基づき緊要となった事項について措置することとし、歳出の追加総額は六兆六千五百八十二億円となっております。

他方、規定経費の節減、予備費の減額によって七千六百五億円の修正減少を行っております。

歳入につきましては、最近までの収入実績を勘案し、租税及び印紙収入三兆二千七百七十億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金二兆三千三百六十三億円の受け入れ等を計上し、公債金については建設公債六千五百億円の追加発行を行う一方、特例公債を同額減額することとしております。

本補正の結果、平成元年度補正後予算の総額は、歳入歳

出とも当初予算に五兆八千九百七十七億円を追加し、六十六兆三千百十九億円となっております。一般会計予算の補正に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計等十七特別会計予算と国民金融公庫等三公庫の政府関係機関予算について所要の補正が行われております。

補正予算三案は、二月二十八日国会に提出され、三月七日大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、三月二十三日及び二十六日の二日間、海部内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、国政全般にわたり熱心な質疑が行われました。

以下、質疑の若干につき、その要旨を簡単に申し上げます。

「政府は、ここ数年度にわたり、税收の過小見積もりを犯しており、財政運営上問題であるばかりか、本補正がまれに見る大型となった一因でもある。税收見積もりが狂う原因は何か。五十三年度に行った税收の年度所属区分改正をもとに戻すことは税收の適正見積もりに必要ではないか。この補正予算で芸術文化振興基金を初め、六つもの基金をつくるのは異常であり、これら基金の対象事業は重要な政策課題であって、短時日の補正審議になじまないし、財政法第二十九条の緊要性から見ても疑問がある。また、基金

の新設は政府の行政改革方針にも反するものではないか。厚生保険特別会計への繰り入れ一兆五千億円が計上されているが、年金勘定に繰り入れずに業務勘定に繰り入れようとしているのは筋違いではないか。これでは、厚生年金国庫負担の繰り延べ分は返済したことはないのではないか。」との質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに関係各大臣より、「税収の見積もり違いについてはおわびをする。過去の税収動向から手がたく見積もったことのほか、円高、株高、土地高に原油安、金利安という三高二低の一時的な要因が税収増に寄与し、これらを見通すことが困難であった。今年度も経済活動の好調に支えられ、昨年末、政府経済見通しが上方修正されたことも影響しているが、今後は、情報の収集や推計方法の改善を行うなど適正な税収見積もりを行うべく努力したい。基金造成のための経費の計上は、内外の諸情勢の変化に対応するため、福祉、文化、農業等特に緊要となったものである。これらの施策を毎年度予算に計上するか、特定年度に基金をつくらせて行うかは、諸般の条件を勘案して適切に行うこととしたい。また、基金は、新たな特別会計や組織をつくるものではなく、既存組織を使用して創設するもので、行政改革に反するものとは考えていない。来年度に老人保健拠出金

の加入者按分率が一〇〇%に移行するので、被用者保険の拠出金負担増の緩和措置が緊急に必要なようになったが、一兆五千億円の財源を業務勘定で運用し、その運用益を充てることとした。これで厚生年金国庫負担分の過去の繰り延べ分の返済見合い財源を確保したという意味合いで一步前進である。厚生省の立場は、厚生保険特別会計に繰り入れられた返済見合い財源を年金財政の運営に支障を来さないよう早期に返済をしてほしいと考えている。」旨の答弁がありました。

質疑は、このほか総選挙後の国内の政治経済の諸問題、消費税、リクルート問題、対米経済摩擦等、国際的な諸課題など広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局したところ、矢田部委員から、日本社会党・護憲共同を代表して、平成元年度補正予算三案中、一般会計補正予算及び政府関係機関補正予算の修正案が提出されました。

次いで、補正予算三案並びに修正案の討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して稲村委員が修正案に賛成、政府提出の補正予算三案に反対、自由民主党を代表して石原委員が修正案に反対、補正予算三案に賛成、

公明党・国民会議を代表して白浜委員が修正案並びに補正予算三案にいずれも反対、日本共産党を代表して吉岡委員が修正案並びに補正予算三案にいずれも反対、連合参議院を代表して池田委員が修正案に賛成、補正予算三案に反対、民社党・スポーツ・国民連合を代表して井上委員が修正案並びに補正予算三案にいずれも反対の旨、それぞれ意見が述べられました。

次いで、採決に入り、まず、日本社会党・護憲共同提出の修正案を採決いたしましたところ、賛成少数で否決されました。

次に、政府提出の平成元年度補正予算三案を一括して採決いたしましたところ、いずれも賛成少数をもって否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平成二年度一般会計予算（閣予第三号）

平成二年度特別会計予算（閣予第四号）

平成二年度政府関係機関予算（閣予第五号）

委員長報告

ただいま議題となりました平成二年度予算三案の予算委

員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。平成二年度予算の内容につきましては、既に、橋本大蔵大臣から、財政演説において説明されておりますので、これを省略させて頂きます。

平成二年度予算三案は、二月二十八日、国会に提出され、三月七日、橋本大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って五月十一日から審議に入りました。

以来、本日まで審査を行ってまいりましたが、この間、五月二十四日に公聴会を開き、また、委嘱審査及び集中審議をそれぞれ二日間行うなど、終始慎重かつ熱心な審査を行ってまいりました。

以下、質疑の主なものの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、海部内閣の政治姿勢につきまして、「リクルート事件の反省に立って政治改革を進めることが、海部内閣の重要な課題であるが、具体的にどう取り組むのか。」との質疑に対し、海部内閣総理大臣から「一昨年の一連の不祥事件を厳しく反省し、国民から不信を招いている政治と政治資金の関係について、透明性を確保し、金のかかる選挙や政治を改めることが大切である。夏頃には、選挙制度審議会から答申が出るので、強い決意で政治改革に取り組ん

で行きたい。」との答弁がありました。

外交・防衛問題につきまして、「ソ連・東欧諸国の民主化の動きや、米ソ首脳会談における冷戦構造の終結など、国際情勢の劇的な変化並びにアジア情勢を政府はどう認識しているか。ソ連の我が国に対する軍事的脅威はなくなっているか。ソ連の我が国に対する軍事的脅威はなくなっているか。米ソの軍事費削減に対応して、我が国の防衛力整備を拡大から縮減に方向転換すべきではないか。」などの質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに関係各大臣から、「ヨーロッパの劇的な変化は、冷戦時代の発想を乗り越えて、軍事レベルを必要な程度に下げていることとするもので、こうした路線が変わらないことを願っている。ただ、この際、アジアにおいては、なお、不透明、不安定な問題が現存していることを認識する必要があるが、韓ソ国交正常化の合意や、カンボジア和平会議の開催など、アジアの平和と安定にとって、好ましい状況も出はじめており、こうした状況が、さらに前進することを望んでいる。以前に比べ、ソ連の潜在的脅威は薄まりつつあるが、なお存在していると認識している。我が国の防衛力は、憲法で定められた専守防衛に徹する中で、基盤的防衛力を整備しているもので、米ソの軍備管理交渉が成立した後においても、防衛力整備の大綱に基く整備を進めて行きたい。」と

の答弁がありました。

財政問題につきましては、「特例公債依存脱却達成後の財政運営の課題は何か。公共投資拡大要求など内外からの財政需要圧力が高まる一方で、財政の対応力を回復するという厳しい財政運営をどう進めて行くつもりか。公共投資の配分比率を産業基盤重視から国民生活重視に転換すべきではないか。」などの質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに関係大臣から、「平成二年度においてようやく特例公債脱却の第一目標を達成できた。しかし、財政は、百六十四兆円の公債残高を抱えており、その累増の防止や、いわゆる隠れ借金、国鉄長期債務処理の問題もあり、依然として厳しい状況にある。一方において、公債依存度を五%以下に引き上げ、特例公債の早期償還を求める財政審査申もあり、財政健全化に向けた課題が山積している。今後は、建設公債の発行をできるだけ引き下げ、財政の対応力を回復する一方で、社会資本整備充実等の財政需要に対応しなければならぬ。公債の早期償還は、決算剰余金の全額、年度内財源に余裕が出た場合のほか、NTT株売却益の一部などで対応したい。公共投資の配分は、大きな変化は見られないが、長い期間で見ると、それなりに時代の要請に則った配分が行われたものと思う。内外の諸情勢

に十分配慮し、今後は一層、国民生活重視に向けて、豊かさを実感できる社会資本を増やすよう、公共事業十カ年計画策定に向けた調整を行っていききたい。」との答弁がありました。

消費税問題について、「政府の消費税見直しは、現行消費税に欠陥があることを認めたためではないか。消費税の納税事務負担軽減のため導入した免税点や簡易課税制度は、税の公平性、信頼性を損っているが、なぜ、これを見直し法案に入れなかったのか。この際、消費税を凍結して議論をすべきではないか。」との質疑があり、海部内閣総理大臣並びに橋本大臣から、「消費税は昨年四月から税制度の改革の一環として実施しているものであるが、実施後における食料品課税撤廃等の国民の声に十分耳を傾け、要望を受け止めて、見直し法案を国会に提出しているのだから、欠陥はあるから見直すというものではない。免税点や簡易課税については、帳簿方式のもとで可能な限りの公平性と事務負担の簡素化を図り、多少正確を欠く点は割り切って、制度を組み立てているものである。まもなく導入後一年が経過するので、その結果を集計し、分析を行い、一定の結論を得たならば、また改正について論議をお願いすることになるが、凍結して議論して行く考えには賛成

できない。」との答弁がありました。

経済問題につきまして、「景気動向は金利高、株価水準の下落などから設備投資が慎重になっており、十月頃から転換点にさしかかるのではないか。東西ドイツの通貨統合により、西ドイツにインフレが起きる危険性はないか。西ドイツが公定歩合を引き上げれば、我が国もそれに追随することになるのではないか。最近の外国為替市場の円高転換の背景は何か。我が国の経常収支黒字幅の縮小は急激で、今後の資金援助等を考えると問題が残るのではないか。政府は黒字幅の適正水準をどこに置いているか。」との質疑があり、これに対し、関係各大臣並びに三重野日銀総裁より、「景気の動向は、為替、債権、株式のトリプル安の影響を慎重に検討する必要はあるが、国際収支、物価及び生産の各部門のファンダメンタルズはしっかりしており、先行指標もこのところ持ち直すなど、基調的には大きな変化はない。先行き心配ないとはいわないが、まず大丈夫なのではないかと思っている。東西ドイツの通貨統合が対一で行われることで、西ドイツにインフレ懸念があることは事実であるが、西ドイツ通貨当局は、そうした心配は生じないことに自信を持った発言をしている。いずれにせよ、我が国の金融政策は、国際経済や景気、物価等を総合的に

判断して、自主的に運営する方針に変更はない。円レートについては、基本的には先進国の中で、最もバランスがとれた経済発展を続けている日本経済のもとで、円安になる理由はない。しかし、投機資金はファンダメンタルズを離れて動くため、これが円安をもたらしてきた。最近、日米金利差の縮小などで円が見直されるとともに、行き過ぎた円安が修正に向かいつつあるとみている。経常収支の黒字幅は着実に減少傾向にあるが、なお巨額の貿易黒字を出している我が国は、日米構造協議においても、引き続き、着実に輸入を拡大しながら、我が国経済を内需中心に発展させて行く責務を負っており、黒字縮小努力が必要である。経常収支黒字の好ましい水準は一概に言えないが、我が国が負っている国際的責務と国内の経済運営に支障が生じないよう両者の調和のとれた水準をメドとして考えて行くことに尽きるのではないか。」との答弁がありました。

日米構造協議問題について「先の中間報告の内容は、米国の厳しい要求に一方的に譲歩したものではないか。米国は日米合意の実施状況を監視する機関の設置を求めていると聞くがどう対応するのか。大規模小売店舗法の運用改善は、通産省通達でなく、法律に明文化すべきではないか。中小小売商に対する救援措置を考えているか。」との質疑

があり、海部内閣総理大臣並びに武藤通商産業大臣から、「構造協議は日米双方がそれぞれの国の経済運営上の諸問題について率直に意見を交換し合う場で、押しつけられたとか、一〇〇%満足できたとかいう性格のものではない。日米の努力の積み重ねによって相互の協調性を深めるとともに、日本としては、市場を開放し、内外価格差を是正することによって国民生活の質的向上に役立つことになる。監視機関の設置について具体的な話はないが、双方とも、実行に責任を持ち、フォローアップすることは当然の方向だと思ふ。大店法の出店調整処理期間を一年半以内に短縮することとしているが、従来の通達などの運用でわかりにくい点は、法律が政令に明記するという考え方で取り組んでいる。中小小売商に対しては、より思い切ったいろいろの振興策を検討して、中小小売商の方々が努力さえすれば、十分に経営が成り立つように考えて行きたい。」との答弁がありました。

最後に、社会保障問題について「政府が福祉政策の目玉としている高齢者保健福祉推進十カ年戦略は、既存施策の羅列ではないか。この戦略の実現はマンパワーの確保にかかっているが求人難の折、目標達成は可能か。」との質疑があり、海部内閣総理大臣並びに津島厚生大臣から、「高

高齢者保健福祉十カ年戦略は、今年度から十年間に、二十一世紀に超高齢化社会を迎えても不安のない体制をつくるために打ち出したもので、その内容は、七つの柱から成っている。全体を貫く精神は、本格的な高齢化に備えて国民の意識改革を行うとともに、地域の創意工夫を国が育てあげて、日本型福祉を定着させようとするもので、決して、個別政策を羅列したものではない。ホームヘルパー十万人の確保は、計画推進にとって一番難しいが、待遇の改善、勤務形態の工夫などのほか、介護士制度の拡充、社会福祉協議会への委託なども考えていかなければならないと思う。」との答弁がありました。

質疑はこのほか、広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局した後、委員長から、政治倫理確立に関する委員長見解を申し述べ、これに対し、深谷郵政大臣並びに海部内閣総理大臣から、これに対する発言がありました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して安恒委員が反対、自由民主党を代表して伊江委員が賛成、公明党・国民会議を代表して白浜委員が反対、日本共産党を代表して吉岡委員が反対、連合参議院を代表して池田委員が反対、民社党・スポーツ・国民連合を代表

して足立委員が反対の旨、それぞれ意見が述べられました。討論を終局し、採決の結果、平成二年度予算三案は、賛成少数をもって、いずれも否決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

平成二年度一般会計暫定予算（閣予第七号）

平成二年度特別会計暫定予算（閣予第八号）

平成二年度政府関係機関暫定予算（閣予第九号）

委員長報告

ただいま議題となりました平成二年度暫定予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の暫定予算は、平成二年度予算が年度内に成立していないため、国政運営に支障を来すおそれがありますので、四月一日から五月二十日までの期間について編成されたものであります。

一般会計暫定予算の編成は本予算成立までの応急措置であることにかんがみ、歳出については、暫定予算期間中における人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費については行政運営上必要最小限度の額にとどめ、

新規施策の経費は、教育及び社会政策上の配慮から特に措置することが適当と認められるものを除き、原則として計上しないこととしております。

なお、公共事業関係費は、一般公共事業及び災害復旧等事業に分け、それぞれ本予算の四分の一及び三分の一を目途に計上することとしております。

一方、歳入については、暫定予算期間中の税込及びその他収入、四条公債発行予定額を見込むほか、前年度剰余金を計上いたしております。

以上の結果、一般会計暫定予算の規模は歳入二兆九千五百三十六億円、歳出十兆二千億円で、七兆二千四百六十四億円の歳出超過となりますが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができることとしております。

特別会計及び政府関係機関の暫定予算についても、一般会計に準じて編成されております。

暫定予算三案は、三月二十八日国会に提出され、四月三日衆議院からの送付を待って、本日、大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。

暫定予算に直接かかわる質疑として、「本暫定予算の期間を五十日間とした理由は何か。五十日間では衆参の予算

委員会の審議日程から逆算して暫定補正の提出が避けられないのではないかと。暫定予算では七兆二千億円の歳出超過分を大蔵省証券で賄っており、その利払いは巨額に達するが、昭和五十三年度に行われた税込の年度所属区分の変更を復元することで利払いを縮減できるほか、年度間を通じた税込見積もりの適正化も期せるのではないかと。昨年度の暫定予算で九十億円の消費税収があったのに、今回計上されていない理由は何か。」との質疑があり、これに対し、橋本大蔵大臣から「平成二年度暫定予算の期間を五十日間としたのは、衆議院の解散総選挙等諸般の情勢を勘案し、最近における暫定予算で最も長い期間を採用した。また、予算審議の日数など国会運営上の問題については政府が口出しすべきことではないが、政府としては暫定の補正とならないよう一日も早い本予算の成立を願っている。大蔵省証券による割引料は八百三十一億円であるが、年度内の収支の調整を図るもので、長期の国債と違って後世に負担を残すものではない。現行の税の年度所属区分は十年ぐらい一貫して定着しているもので、事務方も作業に習熟してきている。これをもとに戻すと巨額の財源が必要であるほか、今日ようやく特例公債依存脱却ができ、今後巨額の公債残高の累増にどう歯止めをかけるかなど財政体質強化が政策

優先順位として先行し、現時点では年度所属区分復元ができる状況にはないが、将来の重要な課題と考えている。昨年度は消費税スタートの年で、輸入分に課税の消費税収を計上したが、今年度は輸出還付分が出るので税収が見込めないほか、国内分は決算の後、二カ月後納付となるためである。」との答弁がありました。

質疑はこのほか、深谷郵政大臣にかかわるリクルート問題、日米構造協議など広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して種山委員が反対、自由民主党を代表して伊江委員が賛成、公明党・国民会議を代表して猪熊委員が反対、日本共産党を代表して吉岡委員が反対の旨、それぞれ意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成二年度暫定予算三案は賛成少数をもっていずれも否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平成二年度一般会計暫定補正予算（第1号）（閣予第一〇号）
平成二年度特別会計暫定補正予算（特第1号）（閣予第一一
号）

平成二年度政府関係機関暫定補正予算（機第1号）（閣予第
一二号）

委員長報告

ただいま議題となりました平成二年度暫定補正予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の暫定補正予算は、既定の暫定予算に追加し、六月八日までの期間に係る暫定予算として編成されたものであります。

一般会計につきましては、暫定予算が本予算成立までの応急的な措置であることにかんがみ、今回の暫定補正予算におきましても、既定の暫定予算に準じて、補正後暫定予算期間中における人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費については行政運営上必要最小限の計上にとどめております。

歳入については、税込等の補正後暫定予算期間中の収入見込み額を計上しております。

一般会計暫定補正予算の追加は歳入五千七百七十億円、歳出一兆九千六百一十一億円となり、既定の暫定予算に合わせた補正後暫定予算の規模は、歳入三兆四千七百七億円、歳出十二兆一千六百一十一億円で、八兆六千九百四億円の歳出超過となりますが、国庫の資金繰りについては、必要に応じて大蔵省証券を発行することとしております。

特別会計及び政府関係機関の暫定補正予算についても、一般会計に準じて編成されております。

暫定補正予算三案は、五月十六日国会に提出され、十七日衆議院からの送付を待って、本日、大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。

暫定補正予算に直接かわる質疑として、「暫定補正という異常事態に追い込まれた海部内閣は政治責任をとるべきではないか。暫定期間を通ずる政府の税収見積もりは過小ではないか。特に、消費税収入をこの間全く計上していないのは意図的な消費税隠しではないか。自然成立を意図して十九日間の暫定補正を提出することは参議院軽視とともに、両院協議会の協議を制約するものではないか。」との質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに橋本大蔵大臣より「政府としては、過去最長の五十日間の暫定予算を提出したが、諸般の事情から、この間に本予算の成

立が困難となったため、国民生活に支障を生じないよう十九日間の暫定の補正予算を提出した。国民生活並びに国民経済に悪影響を与えないためにも、平成二年度本予算の一日も早い成立を強く期待している。なお、今後は予算の年度内成立に努力したい。暫定補正に計上した税収見積りは、税目別に納付期日を精査して行っており、源泉徴収所得税は各月の十日、法人税は月末納付であるため、六月八日までの暫定補正に計上することはできない。暫定予算期間の消費税収入のほとんどは平成元年度の歳入に入ることになっている。また、同期間の平成二年度分に属する消費税は、輸入品の一部にかかる収入がある一方、消費税導入二年目に入り、還付が行われ、収入を上回る状況にあるため、歳入に消費税収入を計上しなかった。暫定補正の期間を十九日間としたのは、諸般の事情を総合的に判断し、従来の国会審議を参酌し、予算のもつ重要性にかんがみ、定められた憲法六十条の規定をも考慮して決定したものである。」との答弁がありました。

質疑はこのほか、情報公開の推進、国有林野事業問題、いわゆる在日米軍思いやり予算問題など広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して穂山委員が反対、自由民主党を代表して下稲葉委員が賛成、公明党・国民会議を代表して猪熊委員が反対、日本共産党を代表して吉岡委員が反対、連合参議院を代表して池田委員が反対、民社党・スポーツ・国民連合を代表して足立委員が反対の旨、それぞれ意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成二年度暫定補正予算三案は賛成少数をもっていずれも否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。